

○鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準

昭和60年9月30日告示第113号

鹿沼市建設工事請負業者指名停止基準（昭和57年告示第113号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この基準は、入札参加資格者として本市に登録している者（共同企業体を含む。以下「有資格業者」という。）に関する指名停止等（指名停止の期間の変更及び指名停止の解除を含む。以下同じ。）の措置を定めることにより、本市が発注する建設工事（測量・建設コンサルタント等委託業務を含む。）、物品等の販売又は製造、役務の提供等（以下「市工事等」という。）の契約の適正な執行を確保することを目的とする。

（指名停止の要件及び期間）

**第2条** 市長は、有資格業者が別表各項に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、情状に応じて当該各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

- 2 指名停止の期間の始期は、当該措置の決定のあった日の翌日とする。ただし、あらかじめ指名を保留する措置を行ったときは、この限りでない。
- 3 市長は、措置要件のうち暴力団関係者を事由として指名停止を行うときは、あらかじめ鹿沼警察署長の意見を聴くものとする。

（指名停止の期間の特例）

**第3条** 有資格業者が一の事案により措置要件の二以上に該当するときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

（1） 次の表の左欄に掲げる措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、それぞれ同表の右欄に掲げる措置要件に該当することとなった場合

|               |               |
|---------------|---------------|
| 別表第1項から第5項まで  | 別表第1項から第5項まで  |
| 別表第6項から第11項まで | 別表第6項から第11項まで |

（2） 次の表の左欄に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表の右欄に掲げる措置要件に該当することとなった場合（前号に掲げる場合を

除く。)

|            |            |
|------------|------------|
| 別表第6項      | 別表第6項      |
| 別表第7項又は第8項 | 別表第7項又は第8項 |

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるときは、必要に応じて、指名停止の期間の短期をその2分の1までの期間とすることができる。
- 4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は有資格業者が極めて重大な結果を生じさせたときは、必要に応じて、指名停止の期間の長期を当該長期の2倍（36か月を限度とする。）までの期間とすることができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者（以下「指名停止業者」という。）について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由があることが明らかになったときは、別表各項、前各項及び次条に定める期間の短期から長期までの期間内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止業者が当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認められるときは、当該指名停止業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

**第4条** 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなったときには、指名停止の期間を加重することができる。ただし、加重後の指名停止の期間は、36か月を限度とする。

- （1） 談合情報を得た場合又は本市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第7項第1号ア又は第8項第1号に該当したとき。
- （2） 別表第7項又は第8項に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、これらの首謀者であることが明らかになったとき。
- （3） 別表第7項に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。
- （4） 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰

に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第7項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（5）本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第8項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（下請負人又は共同企業体に対する指名停止）

**第5条** 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、併せて指名停止を行うものとする。

2 市長は、共同企業体について第2条第1項の規定により指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（当該指名停止について明らかに責めを負わないと認められるものを除く。）についても、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、併せて指名停止を行うものとする。

3 市長は、第2条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体についても、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、併せて指名停止を行うものとする。

（指名の取消し）

**第6条** 市長は、指名停止又は指名保留の措置がなされた有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

（随意契約の相手方の制限）

**第7条** 市長は、指名停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事等特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

（一般競争入札参加資格の制限）

**第8条** 市長は、一般競争入札に付そうとするときは、指名停止の期間中の者にその入札参加の資格を与えてはならない。

（下請等の禁止）

**第9条** 指名停止業者は、新たに市工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することができ

ない。ただし、災害時の応急工事等特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

(委員会の設置)

**第10条** 指名停止等の措置に関し審査するため、鹿沼市入札管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会の組織及び運営については、別に定める。

(報告)

**第11条** 部長（教育次長を含む。）は、有資格業者が措置要件のいずれかに該当すると認められる場合は、速やかに工事事故等発生報告書（様式第1号）を作成し、市長に報告するものとする。

2 前項の規定は、第3条第5項又は第6項の規定により指名停止の期間を変更し、又は指名停止を解除する場合に準用する。

(決定)

**第12条** 市長は、前条第1項の規定による報告を受理したときは、管理委員会の審査を経て、指名停止等の措置を決定するものとする。ただし、指名停止の措置を決定するまでの間、市長が必要と認める場合は、指名保留の措置を行うことができる。

2 市長は、前項の審査結果について必要があると認めるときは、再審査に付することができる。

(通知)

**第13条** 市長は、第2条第1項又は第5条各項の規定により指名停止の措置を行ったときは指名停止通知書（様式第2号）により、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書（様式第3号）により、同条第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書（様式第4号）により、当該有資格業者に対して遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による通知をしたとき（通知を省略した場合を含む。）は、管理委員会を所管する部の長からその他の部長等に対し、直ちにその旨を工事事故等の措置について（様式第5号）により通知させるものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

**第14条** 市長は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭をもって警告し、又は注意を喚起することができる。

(指名停止措置の公表)

**第15条** 市長は、第2条第1項又は第5条各項の規定により指名停止の措置を行ったときは、遅滞なく、別表第13項第1号の場合を除き、当該指名停止に係る有資格業者の商号又は名称、代表者氏名、所在地、指名停止期間、指名停止理由及び適用条項を公表するものとする。指名停止の期間中に指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行ったときも、同様とする。

2 前項の規定による公表の方法等については、別に定める。

(苦情申立て)

**第16条** 指名停止、警告等を受けた者は、指名停止については当該指名停止の期間内に、警告等については当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内に、市長に対して苦情申立書(様式第6号)により苦情を申し立てることができるものとする。

2 市長は、前項の規定により苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日以内(鹿沼市の議会及び執行機関の休日を定める条例(平成元年鹿沼市条例第4号)に規定する休日を除く。)に書面により回答するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、同項に規定する回答期間を延長することができるものとする。

4 市長は、第1項に規定する申立て期間を経過しているときその他明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立て)

**第17条** 前条第2項の規定による回答に不服のある者は、指名停止については当該指名停止の期間内(同項の回答の日の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあつては、同項の回答の日の翌日から2週間以内)に、警告等については同項の回答の日の翌日から起算して2週間以内に、市長に対して再苦情を申し立てることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による再苦情申立てがあったときは、速やかに鹿沼市入札適正化委員会(以下「適正化委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

3 市長は、再苦情を申し立てた者に対し、適正化委員会の審議の結果を踏まえた上で、適正化委員会からの当該審議の報告を受けた日から起算して10日(鹿沼市の議会及び執行機関の休日を定める条例に規定する休日を除く。)以内に、その結果を回答する。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を、申立てが認められたときは申立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を再苦情申立て者

に対し明らかにしなければならない。

- 4 市長は、第1項に規定する申立て期間を経過しているときその他明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(苦情及び再苦情処理の結果の公表)

**第18条** 市長は、第16条に規定する苦情処理又は前条に規定する再苦情処理において、申立てを却下したときは申立て者の提出した書面及び市長が却下した理由を、回答を行ったときは申立て者の提出した書面及び市長が回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表の方法等については、別に定める。

(補則)

**第19条** この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行前にした行為に対する指名停止等の措置の要件に関する規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この基準の施行の際現に行われている指名停止等の措置については、この基準による指名停止等の措置とみなす。

(栗野町の編入に伴う経過措置)

- 4 栗野町の編入の日前に、栗野町建設工事請負業者等指名停止基準(平成13年栗野町告示第70号)の規定によりなされた指名停止又は指名保留の措置は、この基準の相当規定によりなされた指名停止又は指名保留の措置とみなす。ただし、この基準の規定により指名停止又は指名保留の措置がなされている場合については、この限りでない。

**改正文** (平成3年7月2日告示第77号抄)

平成3年8月1日から適用する。

**改正文** (平成11年11月30日告示第136号抄)

平成11年12月1日から適用する。

**改正文** (平成13年4月24日告示第72号抄)

平成13年4月25日から適用する。

**改正文**（平成13年 8 月29日告示第147号抄）

平成13年 9 月 1 日から適用する。

**改正文**（平成15年11月28日告示第175号抄）

平成15年12月 1 日から適用する。

**改正文**（平成16年 5 月31日告示第85号抄）

平成16年 6 月 1 日から適用する。

**改正文**（平成17年11月 8 日告示第148号抄）

平成18年 1 月 1 日から適用する。

**改正文**（平成17年12月22日告示第176号抄）

平成18年 1 月 4 日から適用する。

**改正文**（平成18年11月21日告示第164号抄）

平成18年12月 1 日から適用する。

**改正文**（平成19年 3 月26日告示第55号抄）

平成19年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条の改正規定は、公布の日から適用する。

**改正文**（平成21年 3 月31日告示第48号抄）

平成21年 4 月 1 日から適用する。

**改正文**（平成22年 3 月24日告示第53号抄）

平成22年 4 月 1 日から適用する。

**改正文**（平成24年 3 月30日告示第98号抄）

公布の日から適用する。

**改正文**（平成24年 5 月30日告示第178号抄）

公布の日から適用する。

**改正文**（平成26年 1 月17日告示第 9 号抄）

平成26年 2 月 1 日から適用する。

**改正文**（平成28年 3 月31日告示第82号抄）

平成28年 4 月 1 日から適用する。

**前 文**（抄）（令和 3 年 3 月23日告示第55号）

令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

**前 文**（抄）（令和 7 年 1 月21日告示第12号）

令和7年6月1日から適用する。

別表（第2条関係）

| 措置要件    |                                                                                          | 期間         | 対象地域 |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------|
| 1 虚偽記載  | 市工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、確認申請書、確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 1か月以上6か月以内 | 本市内  |
| 2 粗雑工事等 | （1）市工事等の施工に当たり、次の事項に該当するとき又は過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。                | 1か月以上6か月以内 | 本市内  |
|         | ア 検査又は監査の結果、工事等の成績が不良のとき。                                                                |            |      |
|         | イ 現場管理が不良のため、公衆に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあり、指示を受けても改善しないとき。                                         |            |      |
|         | ウ 手直し指示を受けても改善しないとき。                                                                     | 1か月以上3か月以内 | 栃木県内 |
|         | （2）市工事等以外の工事等（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。               |            |      |
| 3 契約違反  | 市工事等の施工に当たり、次の事項に該当し、契約の相手方とし                                                            | 2週間以上4か月以内 | 本市内  |



|                            |                                                                                               |                                                       |                |      |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------|------|
|                            | て不適當と認められるとき。                                                                                 | き。<br>イ 本市職員が行う監督、検査又は監査の執行を妨げたとき。<br>ウ その他契約に違反したとき。 |                |      |
| 4 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故   | (1) 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。             |                                                       | 1 か月以上 6 か月以内  | 本市内  |
|                            | (2) 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。      |                                                       | 1 か月以上 3 か月以内  | 栃木県内 |
| 5 安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故 | (1) 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。                              |                                                       | 2 週間以上 4 か月以内  | 本市内  |
|                            | (2) 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 |                                                       | 2 週間以上 2 か月以内  | 栃木県内 |
| 6 贈賄                       | (1) 次に掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑に                                                                 | ア 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者                             | 6 か月以上 24 か月以内 | 本市内  |

|  |                                                |                                                                                                     |              |      |
|--|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------|
|  | より逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。                    | である法人の代表権を有する役員<br>(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)をいう。以下同じ。)                                            |              |      |
|  |                                                | イ 一般役員等(有資格業者の役員<br>(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所<br>(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でアに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。) | 5 か月以上18か月以内 |      |
|  |                                                | ウ 使用人(有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。)                                                               | 3 か月以上12か月以内 |      |
|  | (2) 次に掲げる者が、他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を | ア 代表役員等                                                                                             | 5 か月以上18か月以内 | 栃木県内 |
|  |                                                | イ 一般役員等                                                                                             | 3 か月以上12か月以内 |      |
|  |                                                | ウ 使用人                                                                                               | 2 か月以上6 か    |      |

|              |                                                                        |                    |              |       |
|--------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------|-------|
|              | 経ないで公訴を提起されたとき。                                                        |                    | 月以内          |       |
|              | (3) 次に掲げる者が、栃木県外において、他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | ア 代表役員等            | 5 か月以上18か月以内 | 全都道府県 |
|              |                                                                        | イ 一般役員等            | 2 か月以上6か月以内  |       |
|              |                                                                        | ウ 使用人              | 1 か月以上3か月以内  |       |
| 7 独占禁止法違反行為  | 次に掲げる場合において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。            | ア 市工事等に係る違反行為      | 6 か月以上24か月以内 | 本市内   |
|              |                                                                        | イ 一般工事等に係る違反行為     | 5 か月以上18か月以内 | 栃木県内  |
|              |                                                                        | ウ イ以外の一般工事等に係る違反行為 | 3 か月以上12か月以内 | 全都道府県 |
| 8 競売入札妨害又は談合 | (1) 市工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 |                    | 6 か月以上24か月以内 | 本市内   |
|              | (2) 次に掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(前号に掲げる場合を除く。)     | ア 代表役員等            | 5 か月以上18か月以内 | 全都道府県 |
|              |                                                                        | イ 一般役員等又は使用人       | 3 か月以上12か月以内 |       |

|                   |                                                                            |                                |            |       |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------|-------|
| 9 建設業法<br>違反行為    | (1) 市工事等に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。        |                                | 2か月以上9か月以内 | 本市内   |
|                   | (2) 建設業法の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（前号に掲げる場合を除く。）               |                                | 1か月以上9か月以内 | 関東各都県 |
| 10 不正又は<br>不誠実な行為 | (1) 前各項に掲げる場合のほか、次に掲げる場合に該当し、業務に関して、契約の相手方として不適当であると認められるとき。               | ア 脱税の容疑により告発されたとき。             | 1か月以上9か月以内 | 本市内   |
|                   |                                                                            | イ 経営に関する詐欺行為、脅迫行為又は暴力行為を行ったとき。 |            |       |
|                   |                                                                            | ウ 暴力等による入札妨害を行ったとき。            |            |       |
|                   |                                                                            | エ 落札したにもかかわらず契約締結を拒んだとき。       |            |       |
|                   |                                                                            | オ その他業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。     |            |       |
|                   | (2) 前各項に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。 |                                | 1か月以上9か月以内 | 関東各都県 |

|           |                                                                                                               |                                                          |       |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------|
|           | (3) 前各項及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 |                                                          |       |
| 11 暴力団関係者 | (1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団員であると認められるとき。                                               | 改善されたと認められるまでの期間（ただし、指名停止の決定の日の翌日から起算して6か月を下回ることはいできない。） | 全都道府県 |
|           | (2) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員の利用等をしていると認められるとき。                   | 2か月以上6か月以内                                               | 全都道府県 |
|           | (3) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等の供給、便宜の供与等を行うことにより、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。            |                                                          |       |
|           | (4) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。                                                  |                                                          |       |

|                 |                                                                                        |                       |       |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------|
|                 | (5) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。                     |                       |       |
| 12 通報報告<br>義務違反 | 市工事等の履行に当たり、暴力団員等の不当介入を受けた場合において、鹿沼市暴力団排除条例（平成24年鹿沼市条例第3号）第11条第2項の規定による通報を怠ったと認められるとき。 | 2週間                   | 本市内   |
| 13 経営不振<br>等    | (1) 手形の不渡り等により、銀行取引停止となったとき。                                                           | 経営の改善がなされたと認められるまでの期間 | 全都道府県 |
|                 | (2) 使用人又は下請業者に対し、賃金又は請負代金の支払いをしなかったとき。                                                 | 賃金又は請負代金が支払われるまでの期間   | 全都道府県 |

様式第 1 号（第11条関係）  
様式第1号(第11条関係)

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| 第 号                                |  |
| 年 月 日                              |  |
| 鹿沼市長 宛                             |  |
| 工 事 事 故 等 発 生 報 告 書                |  |
| 鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準第11条の規定により報告します。 |  |
| 業者の商号又は<br>名 称                     |  |
| 代 表 者 の 氏 名                        |  |
| 本社又は営業所<br>所 在 地                   |  |
| 鹿沼市建設工事等<br>入札参加の内容                |  |
| 指 名 停 止 基 準<br>該当条項(事由)            |  |

|          |  |
|----------|--|
| 工事事務等の内容 |  |
| 日 時      |  |
| 場 所      |  |
| 工 事 名    |  |
| 事故等の状況   |  |
| 発 生 原 因  |  |
| 経 過      |  |
| そ の 他    |  |



様式第2号（第13条関係）  
様式第2号(第13条関係)

（表面）

|                                                                                    |   |        |   |        |
|------------------------------------------------------------------------------------|---|--------|---|--------|
|                                                                                    |   | 第<br>年 | 月 | 号<br>日 |
| 住 所<br>商号又は名称<br>代表者氏名                                                             | 様 |        |   |        |
|                                                                                    |   | 鹿沼市長   | 印 |        |
| 指 名 停 止 通 知 書                                                                      |   |        |   |        |
| このたび、貴 様が(の) ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。 |   |        |   |        |
| 記                                                                                  |   |        |   |        |
| 1 指名停止の期間<br>2 指名停止の理由                                                             |   |        |   |        |

（裏面）

|                                                                                                           |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 教示(苦情申立てについて)                                                                                             |  |
| この措置に不服がある方は、指名停止の期間内に、苦情申立書(様式第6号)により苦情の申立てを行うことができます。                                                   |  |
| 苦情の申立てがあったときは、申立てを受理した日の翌日から起算して10日(日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日まで(以下「休日」という。)を除く。)以内に、苦情申立者に対し、書面により回答します。 |  |
| また、回答を行ったときには、苦情申立者の提出した苦情申立書及び苦情申立者に対して回答を行った書面を閲覧の方法により公表します。                                           |  |
| 苦情の申立てが、次の各号のいずれかに該当したときは、苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、その申立てを却下します。                                 |  |
| (1) 措置を受けていない者から苦情の申立てがあったもの                                                                              |  |
| (2) 申立期間を経過したもの                                                                                           |  |
| (3) 所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないもの                                                                         |  |
| (4) その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるもの                                                                          |  |
| 【苦情申立書提出期間】                                                                                               |  |
| 年 月 日( )から 年 月 日( )までの休日を除く                                                                               |  |
| 毎日午前 時 分から午後 時 分まで                                                                                        |  |
| 【苦情・再苦情申立書提出場所】                                                                                           |  |
| 〒322—8601                                                                                                 |  |
| 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1                                                                                          |  |
| 鹿沼市行政経営部契約検査課                                                                                             |  |
| TEL 0289—63—2278                                                                                          |  |

様式第3号(第13条関係)  
様式第3号(第13条関係)

(表面)

|                                                                       |   |        |   |        |
|-----------------------------------------------------------------------|---|--------|---|--------|
|                                                                       |   | 第<br>年 | 月 | 号<br>日 |
| 住<br>所<br>商号又は名称<br>代表者氏名                                             | 様 |        |   |        |
|                                                                       |   | 鹿沼市長   | 印 |        |
| 指名停止期間変更通知書                                                           |   |        |   |        |
| 先に、 年 月 日付け第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、このたび、下記のとおりの期間を変更したので通知する。 |   |        |   |        |
| 記                                                                     |   |        |   |        |
| 1 従前の指名停止の期間                                                          |   |        |   |        |
| 2 変更後の指名停止の期間                                                         |   |        |   |        |
| 3 変更の理由                                                               |   |        |   |        |

(裏面)

|                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教示(苦情申立てについて)                                                                                             |
| この措置に不服がある方は、指名停止の期間内に、苦情申立書(様式第6号)により苦情の申立てを行うことができます。                                                   |
| 苦情の申立てがあったときは、申立てを受理した日の翌日から起算して10日(日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、苦情申立者に対し、書面により回答します。 |
| また、回答を行ったときには、苦情申立者の提出した苦情申立書及び苦情申立者に対して回答を行った書面を閲覧の方法により公表します。                                           |
| 苦情の申立てが、次の各号のいずれかに該当したときは、苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、その申立てを却下します。                                 |
| (1) 措置を受けていない者から苦情の申立てがあったもの                                                                              |
| (2) 申立期間を経過したもの                                                                                           |
| (3) 所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないもの                                                                         |
| (4) その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるもの                                                                          |
| 【苦情申立書提出期間】                                                                                               |
| 年 月 日( )から 年 月 日( )までの休日を除く                                                                               |
| 毎日午前 時 分から午後 時 分まで                                                                                        |
| 【苦情・再苦情申立書提出場所】                                                                                           |
| 〒322—8601                                                                                                 |
| 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1                                                                                          |
| 鹿沼市行政経営部契約検査課                                                                                             |
| TEL 0289—63—2278                                                                                          |

第 号  
年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名 様

鹿沼市長 

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、このたび、当該指名停止を解除したので通知する。

第 号  
年 月 日

様

部長

工 事 事 故 等 の 措 置 に つ い て

別紙            通知書写しのとおり、指名停止の措置を(決定    変更    解除)したので、鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準第13条の規定に基づき通知する。

様式第 6 号（第16条関係）  
様式第6号(第16条関係)

年 月 日

苦 情 申 立 書

鹿沼市長 宛

苦情申立者  
住 所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名 印

|                |  |
|----------------|--|
| 申 立 対 象<br>措 置 |  |
| 申 立 事 項        |  |
| 申 立 て の 根 拠    |  |